

附 松江市史編纂基本計画

松江市史編纂基本計画

1. 新しい松江市史について

(1) 松江市史編纂の必要性と目的

松江開府400年を迎える、地域の歴史を見直そうという気運が高まる中で、平成22年（2010）には松江歴史館の開館が予定されている。松江の歴史と文化を学ぶことにより、改めて現在を見つめ直し、先人の経験と知恵を活かして未来を展望するための中核施設が出来上がるに併せ、施設の諸機能を支える歴史情報、特に松江藩の時代に関するものの集積が求められている。

また、昭和16年（1941）に、当時としては高い水準の松江市誌（旧版松江市誌）が出版され、以来、数次の市誌が編纂されたが、旧版松江市誌の発刊から60年あまりが経過し、松江市域を含めた全国的な歴史研究については大きな進展が見られた。中国・朝鮮半島に面する日本海岸に立地し、近世城下町を前身とする都市であり県都でもある松江は、国際文化観光都市として、最新の学問成果と史料に基づいた全国的視点に立った松江市史の編纂が求められている。新しい市史では、松江市の歴史を通史的に記述する「通史編」と、基本史料をまとめた「史料編」から構成されるものとしなければならない。史料は地域の歴史の真実を集積した基礎をなすものであり、地域の歴史を見直し、顕彰し、未来を見とおすためには、「史料編」に重点を置く必要がある。

一方、平成17年（2005）の市町村合併により誕生した新松江市では、これまで公民館区や旧町村単位で、いくつかの小地域史や自治体史がまとめられているものの、貴重な史料の急速な散逸が懸念されとともに、島根県外においても松江市関連史料の存在も確認されていることから、早急に史料の調査・収集・保存・資料化（体系的整理）が求められている。特に近世・近代の史料は、これまで十分に調査がなされていないことから、緊急な対応が必須な状況である。

さらに、地方分権、厳しい財政状況、道州制の導入等予想される時代の変化に対応し、地域の歴史の中に、地域の未来を見つける努力を始めるためにも、改めて松江市の歴史を総合的に編纂する必要がある。

以上の観点から、新しい松江市史を編纂する目的は次のとおりである。

- ① 松江開府400年を契機とした大事業として、松江市域における最新の地域史研究の成果を集結させた、県都にして国際文化観光都市である松江にふさわしい「全国・世界に誇れる、史料編に重点を置く『松江市史』」を後世に伝えていく。また、松江歴史館の開館に併せ、松江藩の歴史については重点的に取り組む。
- ② 松江市に關係する歴史史料をこの機会に全国的視野で徹底的に調査・収集・保存・資料化（体系的整理）することで、今後の史料の散逸を防ぎ、その活用を図る。
- ③ 時代の変化に対応していくため、地域の過去の歩みを明らかにすることによって、現在を見つめ直し、そこから地域と地域に住む人々の進むべき未来を見とおしていく。

(2) 松江市の目指す新しい市史

市町村史は、専門家（研究者）に執筆を依頼し、それを住民に示すといったタイプのもの、ある

いは地元の人たちだけで作り上げてしまうタイプのものがある。

松江市の目指す新しい市史は住民、行政、専門家が共に地域について考え、知恵を出し合ってまとめて作り上げていくべきものであり、このことによって現在の学問レベルに裏打ちされた、住民のための新しい市史ができるのである。

2. 市史の編纂方針と内容、計画

(1) 市史編纂の方針

[通史編について]

通史編については学問的に信頼されるものであり、最新の歴史学研究の成果を盛り込んだものでなくてはならない。史料編を踏まえて通史編が執筆されるという歴史学の学問的方法（事実に基づいて過去を総括する）をとり、執筆にあたっては、歴史学研究の到達点を踏まえ、現在の学問レベルを反映できる専門家が中心となる。また、松江市域という地域の側に視点を据え、全国的・世界的な視点から見た松江市の持つ地域的独自性を解明すると同時に、松江市の歴史をとおして日本・世界を問い直し、一方で日本・世界の歴史の中に松江市の歴史を位置づけるよう試みる。

[史料編について]

市民が地域に残された史料（資料）を基に地域を見直し、顕彰し、未来を見とおすためには通史編だけではなく、史料編に重点を置く必要がある。

この松江市史における史料編には、次の4つの性格をもたせる。

① 史料そのものの現在における歴史的総括

現時点で史料の所在を可能な限りくまなく確認し、その史料を活字化して網羅することで、歴史の検証を可能にし、後世へ史料を引き継ぐことができる。

そのためには、「史料編」は永久性・普遍性をもたなければならない。

② 「通史編」叙述の根拠の明示

「通史編」が歴史的事実に基づき記述されているという根拠を示すものである。

③ 市民のための歴史研究の基礎資料

原文そのままの史料では一般には難解なため、句読点、返り点等を付し、内容によっては解説などを付ける必要がある。

④ 松江藩とその時代の歴史の重視

松江開府400年を契機に編纂を開始するこの松江市史では、これまで十分な史料調査がされていないため明らかにされてこなかった松江藩の歴史を解明するため、可能な限り多くの史料を掲載する。

史料の収集、編纂にあたっては市民の皆さんとの協力をいただくとともに、専門家の指導の下に、行政内におかれる編纂組織（室）スタッフがあたる。

[別編について]

松江城といったあるテーマで特筆すべきものは、本編と資料編をあわせた別編として編纂する。

[市民のための市史]

新しい市史は、市民のための市史を目指すものであり、その成果は逐次公開される必要がある。市史編纂事業の終了時には、地域の歴史を活かす観点と、史料保存の意識が松江市民に備わっていくことを目標とする。

そのためには、執筆者は編纂過程で市民との座談会や講演会等により意見交換や情報提供するなど、市民とともに市史を作り上げる必要がある。

なお、学問的なレベルを確保し、歴史的検証に耐えうる市史とするためには、一般市民に分り易いものにするとしても限界があるため、一般市民向けの付帯出版物や松江の将来を担う子供向けの副読本などを出版する必要がある。

(2) 市史の内容

新松江市史は、通史編5巻、史料編11巻、別編2巻の合計18巻を予定とする。

なお、冊子に加えて、デジタル化が望ましい史（資）料やデータはデジタル化して、CDやDVDなどの媒体でも刊行する。

[通史編]

- 1巻『自然環境・原始・古代』
- 2巻『中世』
- 3巻『近世（一）』
- 4巻『近世（二）』
- 5巻『近現代』

[史料編]

- 1巻『地質・自然環境』
- 2巻『考古資料』
- 3巻『古代・中世I』
- 4巻『中世II』
- 5巻『近世I』
- 6巻『近世II』
- 7巻『近世III』
- 8巻『近世IV』
- 9巻『近現代I』
- 10巻『近現代II』
- 11巻『絵図・地図』

[別編]

- 1巻『松江城』
- 2巻『民俗』

なお、時代区分については、次のとおりとする。

- [原始・古代]（～11世紀）～11c
- [中世]（11世紀末～慶長5年）11c末～1600
- [近世]（慶長5年～明治4年）1600～1871

[近代]（明治4年～昭和の大合併）1871～1955

[現代]（昭和の大合併～平成の大合併）1956～2007

（3）市史編纂上の基礎調査と付帯出版物

① 基礎調査

市史編纂をおこなって行くために、次の基礎調査を実施する必要がある。基礎調査の実施にあたっては、後述の市史編纂室が主としてあたる。

[記録史料悉皆調査]

市史を出版するときに重要なのは地域に残された記録史料がどれだけあるかである。松江では悉皆調査（地域に残された全ての古文書等の所在と内容を明らかにする調査）がおこなわれていない。そこで、これらの所在確認のための調査体制を組むとともに、市史編纂上不可欠の解説作業を専門スタッフによる行政内作業として組織的に進める必要がある。なお、調査の成果を史料目録として可能な限り刊行する。

[松江城調査]

松江市史の編纂が、松江開府400年を契機とした事業であることを考慮し、松江市においては、そのシンボル的遺跡である松江城及び松江城町形成に関連する調査を実施し、「松江城研究」を深めていく必要がある。成果については市史の別編に掲載する。

[松江市域での図書出版物調査]

松江市域で出版された図書は、松江市史記述の基礎となるため、松江市域で出版された図書について調査し、解題を作成する必要がある。成果については市史の別編あるいは市史の付帯出版物としてまとめていくことが望ましい。

[石造物調査]

石造物については、劣化が著しいものもあり、早急に所在の確認、図化、採拓等が必要である。松江市域に残された石造物のうち、五輪塔、宝篋印塔、銘文を持つ石碑、紀年銘を持つ石造物等を中心に調査を進める必要がある。成果については市史の別編あるいは市史の付帯出版物としてまとめていくことが望ましい。

[建造物調査]

老朽化や開発事業により、近代建築物等存続が危ぶまれる建造物も多くあるため、早急に所在の確認、図化等が必要である。成果については市史の別編あるいは市史の付帯出版物としてまとめていくことが望ましい。

[戦争体験調査]

聴き取り・座談会の開催、手記の公募などにより戦争体験内容を調査する必要がある。成果については市史の付帯出版物としてまとめていくことが望ましい。

[新聞記事採録調査]

近代以降松江の歴史を調べるためにも、新聞記事から松江の出来事を採録する必要がある。成果については市史の付帯出版物としてまとめていくことが望ましい。

[統計史料調査]

近代以降は自治体で統計資料を出版しているので、これら統計史料を調査する必要がある。成果については市史の付帯出版物としてまとめていくことが望ましい。

[民俗調査]

市内の民俗調査を実施する必要がある。成果については市史の別編に掲載する。

[地名、伝承調査]

民俗調査とともに地名伝承調査を実施する必要がある。成果については市史の付帯出版物としてまとめていくことが望ましい。

[自然環境調査]

地球温暖化など環境の変化が著しい昨今、将来に伝えていきたい自然環境を記録することは重要である。成果については市史の史料編の『地質・自然環境』に掲載する。

② 付帯出版物

市史編纂をおこなって行くために、次の付帯出版物を出版することが効果的である。

[松江市ふるさと文庫]

編纂事業の成果等を市民向けに分かりやすく伝えるもの。

[松江市歴史叢書（市史研究）]

市史編纂過程での執筆者の研究状況を報告し、紀要の役割をも果たすもの。

[松江市歴史史料集]

市史史料編には含めないが、市史執筆上、重要かつ、松江市の歴史を知る上で必要な史料の集成。

[松江市史副読本]

市史編纂の成果等を子供向けに分かりやすく伝えるもの。学校などと連携して編集する必要がある。なお、市史の刊行を踏まえて発行するものである。

[松江市歴史年表・松江市史索引]

市史の通史編の各巻に掲載した年表と索引をまとめて、市史を活用しやすいようにするもの。

なお、市民や子供たちに、このふるさと松江をより理解してもらうため、これらの出版物は市史完成後も隨時出版する必要がある。

（4）出版計画

- ① 平成20年度より編纂事業を開始する（平成20年度に市史編纂基本計画を策定）。
- ② 通史編1巻『自然環境・原始・古代』は平成26年度（2014年度）に出版する。
- ③ 通史編2巻『中世』は平成27年度（2015年度）に出版する。
- ④ 通史編3巻『近世（一）』は平成28年度（2016年度）に出版する。
- ⑤ 通史編4巻『近世（二）』は平成29年度（2017年度）に出版する。
- ⑥ 通史編5巻『近現代』は平成30年度（2018年度）に出版する。
- ⑦ 史料編1巻『地質・自然環境』は平成30（2018年度）年度に出版する。
- ⑧ 史料編2巻『考古資料』は平成23（2011年度）年度に出版する。
- ⑨ 史料編3巻『古代・中世I』は平成24年度（2012年度）に出版する。
- ⑩ 史料編4巻『中世II』は平成25年度（2013年度）に出版する。
- ⑪ 史料編5巻『近世I』は平成22年度（2010年度）に出版する。

(『近世 I』は松江開府400年祭期間中に出版する。)

- ⑫ 史料編 6巻『近世 II』は平成24年度（2012年度）に出版する。
- ⑬ 史料編 7巻『近世 III』は平成26年度（2014年度）に出版する。
- ⑭ 史料編 8巻『近世 IV』は平成27年度（2015年度）に出版する。
- ⑮ 史料編 9巻『近現代 I』は平成28年度（2016年度）に出版する。
- ⑯ 史料編10巻『近現代 II』は平成29年度（2017年度）に出版する。
- ⑰ 史料編11巻『絵図・地図』は平成25年度（2013年度）に出版する。
- ⑱ 別編 1巻『松江城』は平成29年度（2017年度）に出版する。
- ⑲ 別編 2巻『民俗』は平成26年度（2014年度）に出版する。

※年表は通史編の巻末に、索引は各編の巻末に収録する。

[出版計画（表）]

平成	[通史編]	[史料編]	[別編]
22年度		『近世 I』	
23年度		『考古資料』	
24年度		『古代・中世 I』 『近世 II』	
25年度		『中世 II』、『絵図・地図』	
26年度	『自然環境・原始・古代』	『近世 III』	『民俗』
27年度	『中世』	『近世 IV』	
28年度	『近世（一）』	『近現代 I』	
29年度	『近世（二）』	『近現代 II』	『松江城』
30年度	『近現代』	『地質・自然環境』	

※ 執筆原稿の締切は出版年度の前年度末とする。

※ 通常1ヶ年度で自治体史を複数冊出版することは困難であるため、印刷・発行を円滑にするため、自治体史の出版実績、歴史の基礎知識や校正能力等が十分にある印刷業者を選定する必要がある。

3. 市史編纂体制の整備

（1）編纂委員会

市史編纂とその成果を市民に還元していくための基本的事項を決定するために、市史編纂委員会を設置する。この委員は、地元住民代表、専門研究者で構成する。

（2）編集委員会

市史全体の編集を中心となって行うとともに必要な史料の調査・整理及びその総括を行う編集委員会を設置する。この委員は、市史編纂委員会の専門研究者に各分野の専門家を数名加えて構成する。

(3) 専門部会

専門分野ごとに具体的な内容の調整を図るために、専門部会を設置する。この委員は、各専門分野の編集委員に各分野の専門家を数名加えて構成する。執筆者は各分野で複数の執筆者になると考えられる。

(4) 史料編纂室

市史編纂を円滑に遂行していくために、行政内に史料編纂室を設置する。計画どおり短期間で作業を進めていくために、史料編纂室では次の職務をおこなう必要がある。

- ① 市史編纂上必要な事務の実施。
- ② 中世、近世、近代文書の悉皆調査とその解読作業。
- ③ 執筆者の求めに応じた史料収集の補助。
- ④ 市史編纂が住民とともに進められるような企画(講演会開催、編纂経過報告の発刊等)を松江歴史館とともに実施。
- ⑤ 市民・住民の代表として「市民のための市史」となるためのチェック機能。

また、これらの職務を実施するために、史料編纂室には市史編纂担当者及び、古文書解読能力を備えた専門職の配置が必要である。

ただし、史料編纂室のスタッフのみでは、膨大かつ広範囲にある史料の調査及び解読に限界があるため、史料調査・解読作業の一部をその能力のある外部へ委託する必要がある。

なお、史料の保管や調査・解読作業などが行えるように、史料編纂室には十分なスペースが必要となる。

[計画策定・改訂履歴]

平成20年10月 策定

平成21年10月 改訂

平成22年10月 改訂

松江市史編纂検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 新しい松江市史の編纂方針を定める松江市史編纂基本計画を策定するため、松江市史編纂検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 委員会は、委員15名で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 公共的団体等の役員及び職員（行政委員）

(2) 県内で学識経験を有する者（地元有識者委員）

(3) 自然環境、原始古代史、中世史、近世史、近代史の専門家（専門委員）

(委員長及び副委員長)

第3条 委員会に委員長1名及び副委員長2名を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指定する副委員長がその職務を代理する。

(委員)

第4条 委員の任期は、平成21年3月31日までとする。

2 委員は、非常勤とする。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、委員会の会議の議長となる。

3 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

4 委員会の会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、松江市教育委員会文化財課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成20年6月2日から施行する。

松江市史編纂検討委員会委員名簿

平成20年6月2日現在

氏名	所属及び役職	委員区分	備考
藤岡 大拙	荒神谷博物館館長	地元有識者	委員長
木幡 修介	松江市文化財保護審議会会长	地元有識者	
安部 登	松江郷土館館長	地元有識者	
乾 隆明	松江市文化財保護審議会委員	地元有識者	
岡部 康幸	山陰中央新報社報道部主幹（論説委員）	地元有識者	
高安 克己	島根大学名誉教授	専門（自然環境）	
勝部 昭	松江市文化財保護審議会委員	専門（原始古代史）	
井上 寛司	島根大学名誉教授	専門（中世史）	副委員長
小林 准士	松江市文化財保護審議会委員、島根大学法文学部准教授	専門（近世史）	
竹永 三男	島根大学法文学部教授	専門（近代史）	
友森 勉	松江市教育委員会理事	行政	副委員長
川原 良一	松江市総務部長	行政	
原 厚	松江市財政部長	行政	
森 秀雄	松江市観光振興部長	行政	
杉谷 充久	松江市教育委員会副教育長	行政	

事務局名簿

氏名	所属及び役職		
吉岡 弘行	松江市教育委員会文化財課長		
稲田 信	松江市教育委員会文化財課長補佐		
内田 文恵	松江市教育委員会文化財課史料編纂係長		
山根 正明	松江市教育委員会文化財課史料編纂係専門官		
宍道 正年	松江市教育委員会文化財課史料編纂係専門官		
和田 美幸	松江市教育委員会文化財課史料編纂係嘱託員		
福井 将介	松江市教育委員会文化財課史料編纂係嘱託員		
沼本 龍	松江市教育委員会文化財課史料編纂係嘱託員		
木下 誠	松江市教育委員会文化財課文化財係副主任		

松江市史編纂委員会設置要綱

(設置)

第1条 松江市史（以下「市史」という。）を編纂するため、松江市史編纂委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、市史編纂全般に関わる基本的事項及び事業内容を協議する。

(組織)

第3条 委員会は、15名以内の編纂委員（以下「委員」という。）で組織する。

2 委員は、次に掲げる者の中から、市長が委嘱又は任命する。

- 一 県内で学識経験を有する者
- 二 松江市文化財保護審議会会长
- 三 自然、原始古代、中世、近世、近現代、民俗、歴史地理の専門家
- 四 松江市副市長

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長1名及び副委員長2名を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指定する副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

4 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

(編集委員会)

第7条 市史編纂事業を具体的に推進するため、委員会に編集委員会を置く。

2 前項の規定による編集委員会については、市長が別に定める。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、松江市教育委員会文化財課史料編纂室において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営、その他必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成21年5月20日から施行する。

松江市史編纂委員会 委員名簿

平成23年3月25日現在

氏名	所属及び役職	委員区分	備考
安部 登	郷土史家	県内で学識経験を有する者	
乾 隆明	松江市文化財保護審議会委員	県内で学識経験を有する者	
岡部 康幸	山陰中央新報社編集局生活文化部主幹	県内で学識経験を有する者	
藤岡 大拙	松江市文化財保護審議会会长	松江市文化財保護審議会会长	委員長
高安 克己	島根大学名誉教授	専門家（自然）	
勝部 昭	松江市文化財保護審議会委員	専門家（原始古代）	
井上 寛司	松江市文化財保護審議会委員、 島根大学名誉教授	専門家（中世）	副委員長
小林 准士	松江市文化財保護審議会委員、 島根大学法文学部准教授	専門家（近世）	
竹永 三男	島根大学法文学部教授	専門家（近現代）	
喜多村 正	島根大学名誉教授	専門家（民俗）	

松江市史編集委員会設置要綱

(設置)

第1条 松江市史編纂委員会設置要綱第7条の規定により、松江市史編集委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる職務を行う。

- 一 市史編纂事業の具体的な内容の企画・立案・実施
 - 二 市史全体の編集
 - 三 市史編纂に必要な資料の調査及び整理並びにその総括
- 2 委員会は、その職務の実施状況、経過等について、編纂委員会に報告しなければならない。

(組織)

第3条 委員会は、25名以内の編集委員（以下「委員」という。）で組織する。

- 2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱又は任命する。
- 一 松江市史編纂委員会設置要綱第3条第3号の規定により編纂委員に委嘱された者
 - 二 その他編纂委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任することができる。

(委員長)

第5条 委員会に委員長1名及び副委員長1名を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、会議の議長となる。
- 3 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 4 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

(専門部会)

第7条 市史各巻の執筆内容を各専門分野で検討するため、委員会に専門部会を置く。

- 2 専門部会の専門委員については、委員会で検討する。
- 3 編纂委員又は委員が、該当する専門部会の部会長となる。
- 4 専門委員以外の者にも、市史の執筆を依頼することができる。

(資料の調査及び整理)

第8条 委員以外の者にも市史編纂に必要な資料の調査及び整理を依頼することができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、松江市教育委員会文化財課史料編纂室において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営、その他必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年5月20日から施行する。

松江市史編集委員会 委員名簿

平成23年3月25日現在

専門分野 (所属部会)	氏 名	所属及び役職	備 考
自然環境	高安 克己	島根大学名誉教授	編纂委員
原始古代史	勝部 昭	松江市文化財保護審議会委員	編纂委員
原始古代史	西尾 克己	島根県古代文化センター長	
原始古代史	大日方克己	島根大学法文学部教授	
原始古代史	佐藤 信	東京大学大学院人文社会系研究科教授	
中世史	井上 寛司	松江市文化財保護審議会委員、 島根大学名誉教授	委員長 編纂委員
中世史	西田 友広	東京大学史料編纂所助教	
中世史	川岡 勉	愛媛大学教育学部教授	
中世史	長谷川博史	島根大学教育学部准教授	
近世史	小林 准士	松江市文化財保護審議会委員、 島根大学法文学部准教授	副委員長 編纂委員
近世史	岸本 覚	鳥取大学地域学部准教授	
近世史	鳥谷 智文	松江工業高等専門学校 人文科学科准教授	
近世史	東谷 智	甲南大学文学部准教授	
近世史	三宅 正浩	日本学術振興会特別研究員	
近世史	渡辺 浩一	人間文化研究機構 国文学研究資料館教授	
近現代史	竹永 三男	島根大学法文学部教授	編纂委員
近現代史	伊藤 康宏	島根大学生物資源科学部教授	
近現代史	居石 正和	島根大学法文学部教授	
近現代史	能川 泰治	金沢大学准教授	
近現代史	鬼嶋 淳	佐賀大学文化教育学部講師	
民俗	喜多村 正	島根大学名誉教授	編纂委員
松江城	山根 正明	松江市教育委員会文化財課 史料編纂室専門官	
絵図・地図	大矢 幸雄	島根地理学会会長	

※ゴシック：部会長

松江市史専門委員名簿

平成23年3月25日現在

部会	部会員	所属、役職等
自然環境部会	佐藤 仁志	松江市文化財保護審議会委員
	越川 敏樹	島根県立宍道湖自然館ゴビウス館長
	枚村 喜則	松江市文化財保護審議会委員
	浜田 周作	元松江地方気象台長
原始古代史部会	丹羽野 裕	島根県埋蔵文化財調査センター調査第1グループ課長
	山田 康弘	島根大学法文学部准教授
	松本 岩雄	島根県教育庁文化財課長
	平石 充	島根県立古代出雲歴史博物館専門学芸員
	野々村安浩	島根県古代文化センター専門学芸員
	森田喜久男	島根県立古代出雲歴史博物館専門学芸員
中世史部会	原 慶三	松江商業高等学校教諭
近世史部会	伊藤 昭弘	佐賀大学地域学歴史文化研究センター准教授
	宇野田尚哉	大阪大学大学院文学研究科准教授
	沢山美果子	岡山大学大学院客員研究員、国立民族学博物館特別客員教授
	多久田友秀	島根近世史研究会会員
民俗部会	中村 幹雄	日本シジミ研究所代表取締役
	成相 僥	日本古民家研究会理事長
	藤原 宏夫	島根県古代文化センター研究員
	山崎 節枝	日本民俗学会会員
	喜多村理子	新鳥取県史専門部会委員
	山崎 亮	島根大学法文学部教授
	品川 知彦	島根県教育庁文化財課企画員
	中上 明	三刀屋高等学校教諭
	永井 猛	米子工業高等専門学校教授
	酒井 董美	山陰民俗学会会長
松江城部会	浅沼 政誌	島根県立古代出雲歴史博物館交流・普及グループ課長
	文献・歴史地理	渡辺 理絵
	城郭史	山形大学農学部准教授
		中井 均
		長浜市長浜城歴史博物館館長
		松尾 信裕
		大阪城天守閣館長
	土木史	先山 徹
		兵庫県立大学自然・環境科学研究所准教授
		乗岡 実
	建築史	岡山市教育委員会文化財課文化財副専門監
		山上 雅弘
絵図・地図部会	河原莊一郎	兵庫県立考古博物館埋蔵文化調査部担当課長補佐
	和田 嘉宥	松江工業高等専門学校環境・建設工学科教授
		松江市文化財保護審議会委員
	内田 融	足立 正智
		松江市文化財保護審議会委員
		川村 博忠
		元山口大学教授
		高安 克己
	上杉 和央	島根大学名誉教授
	乾 隆明	京都府立大学文学部准教授
	内田 融	松江市文化財保護審議会委員
	阿部 志朗	島根県立古代出雲歴史博物館総務部長
		浜田高等学校教諭

